

議案第37号

三朝町農業集落排水処理事業推進基金条例の設定について

次のとおり三朝町農業集落排水処理事業推進基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安田真一郎

（代印）

平成7年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町農業集落排水処理事業推進基金条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、三朝町農業集落排水処理事業推進基金の設置並びにその管理及び処分に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 三朝町における農業集落排水処理事業（以下「事業」という。）の円滑な運営と安定的経営に資するため、三朝町農業集落排水処理事業推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、これを管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これの一部又は全部を処分することができる。

- (1) 事業の安定的経営を図るため、借入金の償還財源に充てるとき。
- (2) 償還期限を繰上げて行う借入金の償還財源に充てるとき。
- (3) 事業の推進を図るために必要な経費に充てるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）